

積算基準及び歩掛表【土木工事編】

第I編 総則 第2章 工事費の積算
記載の修正

工 種 名 等		改定前		改定後	
内 容					
①間接工事費（建地－I）、（運－I）、（県）				①間接工事費（建地－I）、（運－I）、（県）	
2 共通仮設費				2 共通仮設費	
2-1 共通仮設費の率分				2-1 共通仮設費の率分	
		表－2 地域補正の適用		表－2 地域補正の適用	
		適用条件		適用条件	
施工地域区分	工 種 区 分	対 象	補正係数	適用優先	
大都市	鋼橋架設工事	名古屋市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.5	1	
	舗装工事				
	電線共同溝工事				
	道路維持工事				
市街地 (DID 補正)	下水道工事 (1), (2), (4)	市街地部が施工場所に含まれる場合。			
	電線共同溝工事				
	道路維持工事				
	舗装工事				
一般交通影響有り (1)	橋梁保全工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.4	2	
	電線共同溝工事				
	道路維持工事				
	舗装工事				
一般交通影響有り (2)	橋梁保全工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)			
	電線共同溝工事				
	道路維持工事				
	舗装工事				
市街地 (DID 補正)	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	3	
	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 ^(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	4	
一般交通影響有り (2)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 ^(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	5	
	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 ^(※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	6	
山間僻地及び離島	全ての工種 ^(※)	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	7	
		※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。		※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。	

積算基準及び歩掛表【土木工事編】

第I編 総則 第2章 工事費の積算

記載の修正

工 種 名 等		
内 容	記載の修正	
	改定前	改定後
<p>3 現場管理費</p> <p>(2) 現場管理費の算定</p> <p>1) 現場管理費は別表第2(第1表～第5表)の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。 なお、現場管理費の算定上、対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費(2)算定方法1)率計算による部分の(二)」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>2) 2種以上の工種からなる工事については、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとられることなく工種を選定するものとする。</p> <p>3) 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。</p> <p>(3) 現場管理費率の補正</p> <p>1) 緊急工事は2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第9条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第10条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。</p> <p>2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算</p> <p>イ) 表-3の適用条件に該当する場合、別表第2(第1表～第4表)の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。</p>		<p>3 現場管理費</p> <p>(2) 現場管理費の算定</p> <p>1) 現場管理費は別表第2(第1表～第5表)の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。 なお、現場管理費の算定上、対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費(2)算定方法1)率計算による部分の(二)」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>2) 2種以上の工種からなる工事については、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとられることなく工種を選定するものとする。</p> <p>3) 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。</p> <p>(3) 現場管理費率の補正</p> <p>1) 緊急工事は2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第9条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第10条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。</p> <p>2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算</p> <p>イ) 表-3の適用条件に該当する場合、別表第2(第1表～第5表)の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。</p>

積算基準及び歩掛表【土木工事編】

第I編 総則 第2章 工事費の積算

記載の修正

改定前

改定後

表-3 地域補正の適用

適用条件			補正 係数	適用 優先
施工地域区分	工種区分	対 象		
大都市	鋼橋架設工事	名古屋市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1
	舗装工事			
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
	下水道工事 (1)、(2)、(4)			
市街地 (DID 補正)	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (1)	電線共同溝工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	2
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (2)	電線共同溝工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)		
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地 (DID 補正)	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3
一般交通影響有り (1)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 ^(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	4
一般交通影響有り (2)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 ^(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	5
市街地 (DID 補正)	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 ^(※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	6
山間僻地及び離島	全ての工種 ^(※)	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	7

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない

表-3 地域補正の適用

適用条件			補正 係数	適用 優先
施工地域区分	工種区分	対 象		
大都市 ⁽²⁾	鋼橋架設工事	名古屋市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1
	舗装工事			
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
	下水道工事 (1)、(2)、(4)			
市街地 (DID 補正)	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (1)	電線共同溝工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	2
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (2)	電線共同溝工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)		
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地 (DID 補正)	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3
一般交通影響有り (1)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 ^(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	4
一般交通影響有り (2)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 ^(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	5
市街地 (DID 補正)	鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 ^(※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	6
山間僻地及び離島	全ての工種 ^(※)	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	7

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない

積算基準及び歩掛表【土木工事編】

第 I 編 総則 第 3 章 一般管理費等及び消費税相当額

工 種 名 等
内 容

記載の修正

改定前

改定後

- ①一般管理費等（建地－I）、（県）
4 一般管理費等率の補正

- ①一般管理費等（建地－I）、（県）
4 一般管理費等率の補正

別表第 3 契約保証に係る一般管理費等率の補正

保 証 の 方 法	補正率(%)
ケース－1：発注者が金銭的保証を必要とする場合。（工事請負契約約款第 4 条を採用する場合）	0.04
ケース－2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース－3：ケース 1 及び 2 以外の場合。	補正しない

- (注) 1. 契約の保障についての積算は、平成 8 年 8 月 22 日付 8 土管第 350 号「契約の保障について（通知）」によるものとする。（予定価格が 500 万円以上の工事は計上する。）
2. 契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。
3. 愛知県では役務的保証は原則行っていない。（県）

別表第 3 契約保証に係る一般管理費等率の補正

保 証 の 方 法	補正率(%)
ケース－1：発注者が金銭的保証を必要とする場合。（工事請負契約約款第 4 条を採用する場合）	0.04
ケース－2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース－3：ケース 1 及び 2 以外の場合。	補正しない

- (注) 1. 契約の保証についての積算は、平成 8 年 8 月 22 日付 8 土管第 350 号「契約の保証について（通知）」によるものとする。（予定価格が 500 万円以上の工事は計上する。）
2. 契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。
3. 愛知県では役務的保証は原則行っていない。（県）

積算基準及び歩掛表【土木工事編】

第I編 総則 第10章 土木請負工事における現場環境改善費の積算
熱中症対策・防寒対策に関する費用について

工 種 名 等 内 容	改定前	改定後																			
<p>①土木請負工事における現場環境改善費の積算（建地－I）、（県）</p> <p>(2) 設計変更について 率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額 (Pi) の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積上げ計上分(a)については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。</p> <p style="text-align: center;">別表-1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">計上費目</th> <th style="text-align: center;">実施する内容（率計上分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">現場環境改善 （仮設備関係）</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現場環境改善 （営繕関係）</td> <td>1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現場環境改善 （安全関係）</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等） 3. 遊警（熱中症予防）・防寒対策</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域連携</td> <td>1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR 看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（<i>in</i>formationセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table>	計上費目	実施する内容（率計上分）	現場環境改善 （仮設備関係）	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減	現場環境改善 （営繕関係）	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	現場環境改善 （安全関係）	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等） 3. 遊警（熱中症予防）・防寒対策	地域連携	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR 看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（ <i>in</i> formationセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献	<p>①土木請負工事における現場環境改善費の積算（建地－I）、（県）</p> <p>(2) 設計変更について 率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額 (Pi) の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積上げ計上分(a)については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。</p> <p style="text-align: center;">別表-1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">計上費目</th> <th style="text-align: center;">実施する内容（率計上分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">現場環境改善 （仮設備関係）</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現場環境改善 （営繕関係）</td> <td>1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現場環境改善 （安全関係）</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域連携</td> <td>1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR 看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（<i>in</i>formationセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red; margin-top: 20px;">② 熱中症対策・防寒対策における積算（県）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象となる内容は次のとおりとする。 工事に伴い主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関するものを対象とする。 2. 適用の範囲 現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。 3. 積算方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 契約後、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。 (2) 費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用（熱中症対策に資する現場管理費補正）と重複がないことを確認し、当初契約金額に相当する現場環境改善費の率分で算出（150,000千円未満の工事は仮想で算出）される額の50%を上限とする。 	計上費目	実施する内容（率計上分）	現場環境改善 （仮設備関係）	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減	現場環境改善 （営繕関係）	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	現場環境改善 （安全関係）	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等）	地域連携	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR 看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（ <i>in</i> formationセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献
計上費目	実施する内容（率計上分）																				
現場環境改善 （仮設備関係）	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減																				
現場環境改善 （営繕関係）	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等																				
現場環境改善 （安全関係）	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等） 3. 遊警（熱中症予防）・防寒対策																				
地域連携	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR 看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（ <i>in</i> formationセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献																				
計上費目	実施する内容（率計上分）																				
現場環境改善 （仮設備関係）	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減																				
現場環境改善 （営繕関係）	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等																				
現場環境改善 （安全関係）	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等）																				
地域連携	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR 看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（ <i>in</i> formationセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献																				

積算基準及び歩掛表【土木工事編】

第Ⅱ編共通 第1章土工 伐採工（参考歩掛）

歩掛の見直し

	改定前	改定後
--	-----	-----

◎（参考歩掛）伐採工（県－I）

2. 施工歩掛

2-1 伐倒、枝払、玉切、片付、積込作業歩掛

2-1-1 伐倒

伐倒歩掛は次表を標準とする。

表2.1 伐倒歩掛 (100本当り)

名称	単位	胸高直径					適用
		10cm未満	10cm以上 20cm未満	20cm以上 30cm未満	30cm以上 40cm未満	40cm以上 50cm未満	
土木一般世話役	人	0.50	0.67	0.85	1.35	1.95	
特殊作業員	〃	1.01	1.35	1.70	2.70	3.90	
普通作業員	〃	0.50	0.67	0.85	1.35	1.95	
諸雑費	%	4					

備考 諸雑費は、チェーンソーの損料及び燃料費に関する費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

2-1-2 枝払

伐倒木の枝払を行う場合は、次表を標準とする。

表2.2 枝払歩掛 (100本当り)

名称	単位	胸高直径					適用
		10cm未満	10cm以上 20cm未満	20cm以上 30cm未満	30cm以上 40cm未満	40cm以上 50cm未満	
土木一般世話役	人	0.20	0.27	0.35	0.55	0.80	
特殊作業員	〃	0.41	0.55	0.70	1.11	1.60	
普通作業員	〃	0.20	0.27	0.35	0.55	0.80	
諸雑費	%	4					

備考 諸雑費は、チェーンソーの損料及び燃料費に関する費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

◎（参考歩掛）伐採工（県－I）

2. 施工歩掛

2-1 伐倒、枝払、玉切、片付、集積、積込作業歩掛

2-1-1 伐倒

伐倒歩掛は次表を標準とする。

表2.1 伐倒歩掛 (100本当り)

名称	単位	胸高直径					適用
		10cm未満	10cm以上 20cm未満	20cm以上 30cm未満	30cm以上 40cm未満	40cm以上 50cm未満	
土木一般世話役	人	2.11	3.00	4.50	6.90	9.18	
特殊作業員	〃	5.06	7.19	10.78	16.53	22.00	
普通作業員	〃	2.53	3.60	5.40	8.28	11.01	
バックホウ運転 排出ガス対策型 山積0.45㎡ (平積0.35㎡)	h	8.63	12.25	18.37	28.17	37.45	
掴み装置 (爪幅400～750mm)	h	8.63	12.25	18.37	28.17	37.45	
諸雑費	%	3					

備考 諸雑費は、チェーンソーの損料及び燃料費に関する費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

高所作業車及びクレーン車が必要な場合は、別途考慮すること。

2-1-2 枝払

伐倒木の枝払を行う場合は、次表を標準とする。

表2.2 枝払歩掛 (100本当り)

名称	単位	胸高直径					適用
		10cm未満	10cm以上 20cm未満	20cm以上 30cm未満	30cm以上 40cm未満	40cm以上 50cm未満	
土木一般世話役	人	0.52	0.66	0.92	1.23	1.58	
特殊作業員	〃	1.04	1.31	1.83	2.46	3.14	
普通作業員	〃	0.52	0.66	0.92	1.23	1.58	
バックホウ運転 排出ガス対策型 山積0.45㎡ (平積0.35㎡)	h	2.68	3.38	4.72	6.30	8.10	
掴み装置 (爪幅400～750mm)	h	2.68	3.38	4.72	6.30	8.10	
諸雑費	%	3					

備考 諸雑費は、チェーンソーの損料及び燃料費に関する費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

積算基準及び歩掛表【土木工事編】

第Ⅱ編 共通工 第1章 土工 伐採工（参考歩掛）

工 種 名 等
内 容

歩掛の見直し

改定前

改定後

2-1-3 玉切

伐倒及び枝払した材の玉切を行う歩掛は、次表を標準とする。

表2.3 玉切歩掛 (100本当り)

名 称	単 位	胸高直径					適 用
		10cm未満	10cm以上 20cm未満	20cm以上 30cm未満	30cm以上 40cm未満	40cm以上 50cm未満	
土木一般世話役	人	0.23	0.31	0.40	0.63	0.91	
特殊作業員	〃	0.47	0.63	0.80	1.27	1.83	
普通作業員	〃	0.23	0.31	0.40	0.63	0.91	
諸雑費	%	4					

備考 諸雑費は、チェーンソーの損料及び燃料費に関する費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

2-1-4 片付

玉切した丸太を片付ける歩掛は、次表を標準とする。

表2.4 片付歩掛 (100本当り)

名 称	単 位	胸高直径					適 用
		10cm未満	10cm以上 20cm未満	20cm以上 30cm未満	30cm以上 40cm未満	40cm以上 50cm未満	
一般土木世話役	人	0.27	0.37	0.47	0.74	1.07	
特殊作業員	〃	0.56	0.75	0.95	1.51	2.18	
普通作業員	〃	0.27	0.37	0.47	0.74	1.07	
バックホウ運転 排出ガス対策型 山積0.45m ³ (平積0.35m ³)	h	2.16	2.96	3.76	5.92	8.56	

2-1-3 玉切

伐倒及び枝払した材の玉切を行う歩掛は、次表を標準とする。

表2.3 玉切歩掛 (100本当り)

名 称	単 位	胸高直径					適 用
		10cm未満	10cm以上 20cm未満	20cm以上 30cm未満	30cm以上 40cm未満	40cm以上 50cm未満	
土木一般世話役	人	0.64	0.88	1.28	1.84	2.57	
特殊作業員	〃	1.83	2.50	3.64	5.25	7.30	
普通作業員	〃	0.48	0.66	0.96	1.38	1.92	
バックホウ運転 排出ガス対策型 山積0.45m ³ (平積0.35m ³)	h	4.14	5.71	8.28	11.95	16.68	
掴み装置 (爪幅400～750mm)	h	4.14	5.71	8.28	11.95	16.68	
諸雑費	%	3					

備考 諸雑費は、チェーンソーの損料及び燃料費に関する費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

2-1-4 片付

現場周辺を片付ける歩掛は、次表を標準とする。

表2.4 片付歩掛 (100本当り)

名 称	単 位	胸高直径					適 用
		10cm未満	10cm以上 20cm未満	20cm以上 30cm未満	30cm以上 40cm未満	40cm以上 50cm未満	
一般土木世話役	人	0.26	0.28	0.34	0.45	0.55	
特殊作業員	〃	0.26	0.28	0.34	0.45	0.55	
普通作業員	〃	0.58	0.61	0.75	0.98	1.19	
バックホウ運転 排出ガス対策型 山積0.45m ³ (平積0.35m ³)	h	2.74	2.91	3.55	4.66	5.71	
掴み装置 (爪幅400～750mm)	h	2.74	2.91	3.55	4.66	5.71	

積算基準及び歩掛表【土木工事編】

第Ⅱ編共通 第1章土工 伐採工（参考歩掛）

工 種 名 等

内 容

歩掛の見直し

改定前

改定後

2-1-5 積込

玉切した丸太を積み込む歩掛は、次表を標準とする。

表2.5 積込歩掛 (25m³当り)

名 称	単位	各胸高直径	適 用
土木一般世話役	人	0.27	
特殊作業員	"	0.55	
普通作業員	"	0.27	
バックホウ運転 排出ガス対策型 山積0.45m ³ (平積0.35m ³)	h	2.16	

備考 100本当り25m³で換算することを標準とするが、これにより難い場合には別途考慮すること。

2-1-5 集積

玉切した丸太を集積する歩掛は、次表を標準とする。

表2.5 集積歩掛 (100本当り)

名 称	単位	胸高直径					適 用
		10cm未満	10cm以上 20cm未満	20cm以上 30cm未満	30cm以上 40cm未満	40cm以上 50cm未満	
一般土木世話役	人	0.42	0.49	0.69	0.97	1.24	
特殊作業員	"	0.37	0.44	0.62	0.87	1.11	
普通作業員	"	0.55	0.65	0.92	1.28	1.65	
バックホウ運転 排出ガス対策型 山積0.45m ³ (平積0.35m ³)	h	3.50	4.08	5.77	8.05	10.32	
掴み装置 (爪幅400～750mm)	h	3.50	4.08	5.77	8.05	10.32	

備考 集積に場内運搬等が必要な場合は、別途考慮すること。

2-1-6 積込

玉切した丸太を積み込む歩掛は、次表を標準とする。

表2.6 積込歩掛 (100本当り)

名 称	単位	胸高直径					適 用
		10cm未満	10cm以上 20cm未満	20cm以上 30cm未満	30cm以上 40cm未満	40cm以上 50cm未満	
一般土木世話役	人	0.28	0.33	0.46	0.65	0.83	
特殊作業員	"	0.09	0.11	0.15	0.21	0.27	
普通作業員	"	0.24	0.28	0.39	0.55	0.71	
バックホウ運転 排出ガス対策型 山積0.45m ³ (平積0.35m ³)	h	2.74	3.20	4.55	6.30	8.10	
掴み装置 (爪幅400～750mm)	h	2.74	3.20	4.55	6.30	8.10	

積算基準及び歩掛表【土木工事編】

第Ⅱ編 共通工 第1章 土工 伐採工（参考歩掛）

歩掛の見直し

改定前

改定後

2-2 運搬作業歩掛

工事区域外に搬出する際の運搬は次表を標準とする。

表2.6 運搬作業歩掛 (1台当り)

運搬機械	ダンプ 4t積、10t積					
	1.8以下	3.2以下	4.6以下	6.0以下	7.5以下	9.1以下
運搬距離(km)	1.8以下	3.2以下	4.6以下	6.0以下	7.5以下	9.1以下
運搬時間(h)	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6
運搬距離(km)	10.7以下	12.4以下	14.2以下	16.1以下	18.1以下	20.3以下
運搬時間(h)	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.2
運搬距離(km)	22.7以下	25.2以下	28.4以下	30.0以下		
運搬時間(h)	1.3	1.4	1.5	1.6		

備考 1 上表はダンプダンプトラック 4 又は 10t 積により運搬する場合であり、これにより難い場合は別途考慮すること。

2 重量により数量算出を行う場合は、0.8t/m³により換算するものとする。

2-2 運搬作業歩掛

工事区域外に搬出する際の運搬は次表を標準とする。

表2.7 運搬作業歩掛 (1台当り)

運搬機械	ダンプ 4t積、10t積					
	1.8以下	3.2以下	4.6以下	6.0以下	7.5以下	9.1以下
運搬距離(km)	1.8以下	3.2以下	4.6以下	6.0以下	7.5以下	9.1以下
運搬時間(h)	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6
運搬距離(km)	10.7以下	12.4以下	14.2以下	16.1以下	18.1以下	20.3以下
運搬時間(h)	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.2
運搬距離(km)	22.7以下	25.2以下	28.4以下	30.0以下		
運搬時間(h)	1.3	1.4	1.5	1.6		

備考 1 上表はダンプダンプトラック 4 又は 10t 積により運搬する場合であり、これにより難い場合は別途考慮すること。

2 重量により数量算出を行う場合は、0.8t/m³により換算するものとする。